

## 第81回国民スポーツ大会馬事衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この要領は、第81回国民スポーツ大会馬事衛生対策要項（以下「要項」という。）に基づき、馬術競技参加馬の防疫、健康管理等馬事衛生対策の実施及び馬のウェルフェアに関し必要な事項を定める。

### 2 防疫対策

#### (1) 防疫対策に係る基準の周知

馬事衛生本部（以下「本部」という。）は、参加都道府県に対し、要項3（2）に定める基準（以下「防疫基準」という。）を周知する。

#### (2) 事前確認

ア 本部は、参加都道府県に対して、「予防接種確認票」（要項様式12）の提出にあわせて、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」（以下「健康手帳」という。）及び「日本馬術連盟乗馬登録証」（以下「登録証」という。）の写しを送付させるものとし、参加馬が防疫基準を満たしていることを事前に確認する。

イ 確認の結果、防疫基準を満たしていない場合は、参加都道府県に対し基準を満たすよう指導を行うものとする。

#### (3) 健康手帳等の確認及び馬体照合

ア 本部は、参加馬が会場に到着したときに馬運車受付所において「健康手帳」及び「登録証」の正本の提出を求め、事前に確認した写しと照合し、合致していることを確認する。

イ 本部は、参加馬の特徴を「登録証」に記載の特徴と照合し、合致していることを確認する。

ウ 確認の結果、合致しない場合は、本部において対応を検討する。

#### (4) 消毒

ア 本部は、厩舎、馬洗い場及び汚物堆積場について、家畜防疫員の指導に基づき、参加馬の到着前5日以内に動力噴霧器を使用して消毒を行う。

イ 本部は、馬運車の消毒のため、馬降所の入場口付近に馬運車用の消毒マット及び車両消毒所を設置し、馬運車が到着したとき及び退厩の際に馬運車が再入場するとき、消毒マット上を通過させ、車両消毒所において動力噴霧器を使用して車体及びタイヤの消毒を行う。

また、参加都道府県に対し馬糞清掃に使用した器具等の消毒を指導する。

なお、汚物収集車両や飼料運搬車両等、厩舎エリアに出入りする関係車両も馬運車と同様の方法で消毒を行うものとする。

ウ 本部は、参加馬の消毒のため、厩舎エリアの出入口に参加馬用の消毒マットを設置し、馬降所や競技会場と厩舎の間を移動する際に消毒マット上を歩行させることにより蹄底の消毒を行う。

エ 本部は、厩舎エリアに立ち入る者の消毒のため、厩舎エリアの出入口に踏込消毒槽又は消毒マットを、厩舎の出入口に踏込消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を、手洗い場に手指消毒薬を設置し、それぞれ靴底及び手指の消毒を行わせる。

オ 本部は、隔離厩舎へ隔離した参加馬及び立ち入る者の消毒のため、踏込消毒槽又は消毒マット及び手指消毒薬を隔離厩舎の出入口に設置し、蹄底及び靴底並びに手指の消毒を行わせる。

(5) 衛生害虫等の駆除

本部は、厩舎や汚物堆積場等において衛生害虫が発生するおそれのある場合は、殺虫剤を散布する。

### 3 健康管理

(1) 健康検査

本部は、入厩時、退厩時に参加馬の健康検査を行う。

(2) 健康観察

本部は、毎日、家畜防疫員による厩舎内の巡回を行い、ホースマネージャーが行った参加馬の健康観察及び体温測定の結果と当該馬の臨床状況を確認する。

また、必要に応じて、家畜防疫員はホースマネージャーに対し健康管理の指導を行う。

(3) 異常が認められる場合の対応

ホースマネージャー等、健康検査及び健康観察等を行う者は、異常が認められる場合、本部に報告の上、救護獣医師による診察を受けるとともに、伝染性疾病を疑う場合は、速やかに家畜防疫員へ通報し、その指示に従う。

(4) 馬診療

ア 本部は、大会期間中、馬診療所に、原則として救護獣医師2人を常駐させる。

また、救護獣医師が常駐できない時間帯は、連絡体制を整備した上で、会場近隣に宿泊所を確保し、救護獣医師1人を待機させる。

イ 救護獣医師は、参加都道府県の依頼により、参加馬に発生した疾患に対して応急手当及び緊急処置を行う。

なお、加療馬の競技への参加の適正に疑義があると判断したときは、本部に報告するほか、伝染性疾病が疑われる場合は、速やかに家畜防疫員へ通報し、その指示に従う。

また、加療馬の管理責任者が安楽死処置を依頼し、公益社団法人日本馬術連盟の獣医規程で定める獣医師団の判定に基づき、競技運営委員長が安楽死処置を認めた場合は、安楽死処置を行う。競技実施中に事故馬が発生した場合の対応は、別に定める。

ウ 本部は、救護獣医師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は馬診療所と本部、獣医師団、装蹄師等との連絡調整を行う。

エ 馬診療所に配備する医療機器、医薬品等は、県及び救護獣医師と協議の上、定める。

(5) 伝染性疾病の発生が疑われる場合の対応

ホースマネージャー等又は救護獣医師から伝染性疾病を疑う通報を受けた家畜防疫員は、通報の内容を確認した上で、速やかに宮崎家畜保健衛生所へ届け出るとともに、当該馬の隔離及び伝染性疾病に係る検査の実施等、疑う疾病のまん延防止に必要な措置を講ずる。

(6) 装蹄

ア 本部は、装蹄所に開所時間中、原則として公設装蹄師2人（次に定める出張所に待機する装蹄師を含む。）を常駐させる。

また、競技実施中は、待機馬場へ急行できる場所に出張所を設置し、公設装蹄師1人を待機させる。

イ 公設装蹄師は、参加都道府県の依頼により、参加馬の落鉄に対する応急処置及び蹄鉄の深層、

クランポン加工、パット等の装着、特殊蹄鉄等の装蹄業務を行う。

ウ 本部は、公設装蹄師の業務を補佐する職員を配置し、その職員は装蹄所と本部、獣医師団、救護獣医師等との連絡調整を行う。

エ 装蹄所に配備する装蹄用具や消耗品等は、宮崎県馬術連盟及び公設装蹄師と協議の上、定める。

#### 4 入・退厩の調整

##### (1) 入・退厩計画の作成

本部は、参加都道府県から提出された「入・退厩（変更）申込書」（要項様式 11）に基づき、参加馬の入・退厩計画を作成する。

なお、必要に応じて、参加都道府県と入厩予定時刻等の調整を行う。

##### (2) 入・退厩時の連絡調整

本部は、馬運送責任者から参加馬の輸送の出発時に、入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等の連絡を受け、入・退厩計画と照合する。退厩時、本部は、馬運送責任者と退厩時刻を調整し、退厩に伴って必要となる参加都道府県の手続き等の完了を確認する。

#### 5 参加馬以外の馬との接触の防止

##### (1) 立入禁止区域の設置

本部は、参加馬以外の馬との接触を防止するため、参加馬の通路を定め、定められた通路以外に参加馬が立ち入らないよう徹底する。

##### (2) 防疫対策

本部は、参加馬と参加馬以外の馬の通路が重なる区域について、それぞれが使用する時間を割り振る。

なお、必要に応じて、それぞれの蹄底の消毒を行うための消毒マットを設置するなどの防疫対策を講じる。

#### 6 飼料及び敷料

要項 7 に定める事項は以下のとおりとする。

##### (1) 飼料

参加都道府県は、持参した飼料を適正に保管し、退厩時にすべて持ち帰る。

##### (2) 敷料

会場地市町村は、大会期間中に必要と見込まれる量の敷料を注文し、入厩前に各馬房に敷き込むものとする。入厩前の敷込みに使用したもの以外の敷料は、大会期間中、参加都道府県が使用できるよう敷料庫に保管する。